

○財務省告示第百七十八号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年五月十一日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年五月二十二日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第二回	三十五億円	九十三円二十二銭
〃	第五回	百三十五億円	八十八円五銭
〃	〃	一億円	八十八円十四銭
〃	第六回	百六十三億円	八十七円七十銭
〃	第八回	五十億円	八十七円二十九銭
〃	〃	五十億円	八十七円三十九銭
〃	第九回	三億円	八十八円十六銭
〃	〃	二億円	八十八円二十銭
〃	第十回	百六十六億円	八十七円七十一銭
〃	〃	七十四億円	八十七円七十六銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	第十六回	第十四回	〃	第十一回	〃	〃
一千百四億円	五十億円	五十億円	百五十四億円	十億円	十五億円	十一億円	四十億円	五十億円
	八十七円五十二銭	八十七円四十七銭	八十七円四十六銭	八十六円五十銭	八十七円七十一銭	八十七円七十銭	八十七円八十一銭	八十七円七十七銭